宇陀市公民連携まちづくりプラットフォーム運営要領

1 目的

宇陀市公民連携まちづくりプラットフォーム(以下、「本プラットフォーム」という。) を運営する目的は、次に掲げるものとする。

- (1) 多様な主体から幅広く意見を集め、よりよい課題解決に繋げること。
- (2)地域資源を活用して新事業に取り組む当事者を増やし、新たな経済活動やサービスを創出すること。

2 活動内容

本プラットフォームでは、目的の達成に向けて以下の取組みを行う。

- (1)多様な主体の出会いや新たな会員の開拓の場となるフォーラムの開催
- (2) 会員が持ち寄る知見やアイデアを形にするための議論の場となるネクストアクション検討会の開催
- (3) 会員同士の課題やニーズにあわせたマッチング
- (4) 本会の目的に資する取組の情報発信
- (5) その他目的を達成するために必要な取組み

3 会員

- (1) 会員は、登録制とし、随時受け付ける。
- (2)会員の対象は、法人格を有する事業者、団体、教育機関、行政機関等(これらの下部組織を含む。以下「法人・団体等」という。)、または個人事業主とする。ただし個人は不可とする。なお、登録の要件は以下のとおりとする。
 - ①法人・団体等、または個人事業主の役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
 - ②政治的、宗教的な関連性や要素がないこと。
 - ③過去3年以内に、重大な法令違反がないこと。
 - ④団体については、市内において地域資源を活用した活動実績があり、団体の運営に 関する定款、規約、会則等を有すること。
 - ⑤市長が不適切と認める要素がないこと。
- (3)登録を希望する法人・団体等、または個人事業主は、宇陀市公民連携まちづくりプラットフォーム登録申込書(様式1)又は電子申込により申込みを行うものとする。
- (4) 会員は、前項の申込事項に変更がある場合は速やかに事務局に申し出るものとする。
- (5) 会員は、書面等により事務局に届け出することで退会することができる。

- (6) 会員が登録の要件に該当しないことが確認されたとき、また会員が次の各号のいずれかに該当するときは、事務局はその会員を除名することができる。
 - ①この要綱の規定に違反し、プラットフォームの信用を著しく害したとき。
 - ②会員が解散又は営業の停止をしたとき。
 - ③その他プラットフォームの運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき。
- (7) 会費については無料とする。ただし、プラットフォームで実施する活動のために必要と認められる場合は、当該活動に参加した会員から相応の負担金を徴収することができる。

4 情報の利用制限

会員は、事務局が承認した場合を除き、プラットフォームの活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用することができないものとする。

5 事務局

- (1) 本プラットフォームの事務局は、宇陀市市長公室行政経営課とする。
- (2) 事務局は、会員の登録内容を概ね 1 年につき 1 回確認し、更新する。

6 その他

その他本プラットフォームの運営に必要な事項については、事務局が別に定める。

附則

この要領は、令和 4年11月 8日から施行する。

附則

この要領は、令和 4年12月28日から一部を改正して施行する。

附則

この要領は、令和 5年 6月 1日から一部を改正して施行する。